

日程第12 議案第11号 市道路線の認定及び廃止について

○議長（中本正人君）日程第12 議案第11号市道路線の認定及び廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第13 議案第12号 訴訟の提起について

○議長（中本正人君）日程第13 議案第12号訴訟の提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）これは総務に付託になる案件だと思いますが、私は総務に所属しておりませんので、この場において質問をしておきたいと思います。

一応、総務委員会のほうで、細かいことについてはやっていただけたらと思うんですけども、現在、この市民病院の横、非常に企業、ほかに企業誘致もたくさんしておるわけなんですけれども、苦情もたくさん来ているということで、これについて訴訟を起こすわけなんですけれども、訴訟の費用、これはどこが持つのかということと、それから、訴訟を起こしていくんですけども、現在、賃貸でお貸ししているんですけども、それに対する年

貢、年貢というか家賃、保証金等々も、保証金と家賃とに分かれていると思うんですけども、年間ですね。それがどのようになっているかということが二つ目。

それから、この自然エネルギーたるものについては、台湾の企業と聞いておるが、これが本当かどうか。本社が。ということと、それが三つ目ですね。

四つ目については、これを仮に撤去をする。訴訟でですね。撤去するという事になったら、後の市としての考え方。これ、撤去するといったって費用も要るわけなんですけど、その費用については、市がどのように考えているかということ。この四つですね。

二度しか質問できませんので、たくさん言うておきますけども、そういうことで、この太陽エネルギーについては総予算というのが、それは貸してるだけで、家賃さえいただければそれでええというものかもわかりませんが、総工事費がいくらであったんかということで、訴訟を起こす場合は、そういった金額的なものも絡んでくるだろうと思うんですが、その点について、5点お願いします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、1点目の、訴訟費用でございますけども、訴訟となりますと、当然、市も弁護士にお願いするということになりますので、弁護士費用は市が支払うということになるかと思えます。あとは訴訟の結果、市が勝訴ということになりますと、それらの訴訟費用については相手方ということになるかと思えます。

それから、借地料ですけども、借地料につきましては年額120万400円でございます。そ

れから、敷金ということで借地料の1年分、120万400円を既にいただいております。これについては借地料の納付が遅延した場合に、その債務の弁済に充てるために、敷金という形で120万400円を既に納付していただいております。

それから、原状回復義務履行保証金として、毎年350万円を納付していただいております。これは4点目のご質問と、ちょっと重複するんですけども、契約が終了して、それから、これは20年間の賃貸契約なんですけども、事業が20年間の完了して、原状回復ということになりますと、それまでに納めていただいているその原状回復義務履行保証金については、企業さまにお返しするというようになります。

しかしながら、途中、今回のように訴訟して明け渡しということになりますと、当然、原状回復をしていただかなければなりませんので、その原状回復費に充てると。現在まで、原状回復義務履行保証金として875万円が既に納付されておりますけども、それでは全く足りませんので、不足した場合には、市が相手方に請求すると。不足分を請求するということになろうかと思っております。余れば返還ということになろうかと思っております。

それから、相手方です。相手方は自然エネルギーシステム株式会社でございまして、本社は、住所はちょっと資料を持っていません。後ほどお答えさせていただきます。多分、大阪であったと思っております。ありました。大阪市中央区久太郎町三丁目5番17号に本社がございまして。

それから、撤去費用の考え方、それは先ほど申し上げましたとおりでございます。

総事業費でございまして、自然エネルギー社が現在まで事業費で支払った額というのは、私どもでは今資料は持ち合わせておりませんので、それについては後ほどお答えさ

せていただきたいと思います。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）撤去していただいた後の跡地利用につきましては、そのまま法面で置いておいて市が管理する。もちろんその施設を撤去していただいたら、そのまま法面として従来のように管理していく。もしくは、また新たな事業者があれば、その方向で考えるということになろうかと思っております。

○議長（中本正人君）答弁もれありましたら指摘してください。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）費用は、要するに負けの方が払うということで、今訴訟を起こしていると。市のほうはね。それは弁護費用、もし勝ったら、勝てば払うこと要らんけども、負けたら払わんな。費用が絡んでくると。一つはね。

あと、総務でもんでいただいたらいいんですけども、年間120万400円。これは家賃ですな。貸し賃ですよ。で、保証金としては、今875万円がいただいておりますと。それについては毎年いただくことになってたんかどうかわかりませんが、毎年、家賃と保証金とでいくらもらってるんですかという質問をしたんですわ。それが一つ答弁もれ。今現在八百何万というのは固めて言うてると思うんやけど、毎年いただくの何年にわたっていただくんかという質問やったと思うんですわ。

ということと、要するに、この大阪の自然エネルギーと言ってますけども、この本体ですな。本体。本体は、私の聞くところによると台湾の企業やということを知っているんやけど、それについては、契約者が自然エネルギーということなんだけど、市としてはそういうものは把握、どのぐらいできてないんかわからんけど、それについて後ほどということになっておるのでわからんやけども、そう

いうことも含めて、なかなか、それから。

○議長（中本正人君）17番 井上議員、答弁もれだけを指摘してください。答弁もれだけ。答弁もれだけのものを指摘お願いします。

○17番（井上勝彦君）答弁もれだったって2回まだ質問してない。だから、今やってるわけで。答弁もれの、先やりましょうか。ほな答弁もれ。

○議長（中本正人君）それ、先やってください。

○17番（井上勝彦君）今までののは、答弁もう一回やりますわ。

○議長（中本正人君）再度、もう一度お願いします。

○17番（井上勝彦君）答弁もれだけ。今の。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）毎年入る分は、借地料として120万400円と原状回復義務履行保証金として毎年350万円でございますので、470万400円になります。

それから、市の契約の相手方というのは、あくまで自然エネルギーシステム株式会社でございますので、これは大阪に本社がありますので、そのあとの、台湾の企業とかというものではありません。市はあくまで相手方は、大阪に本社のある自然エネルギーシステム株式会社でございます。

それから、総事業費でございますけども、これはあくまで自然エネルギーシステム株式会社からいただいた資料でございますけども、総事業費は7億7,844万8,000円でございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）これは企画部長、私がなぜそれを質問するかといいますと、今、自然エネルギー、橋本市ではあれだけ大きな規模でやるのは初めてですわな。初めて、市が介入してですよ。これからそういうエコ、自然エネルギーというのをどんどんと広げてい

かなあかんという、それは民間でもやってますけどね。やっています。

で、橋本市が契約した、7億円余りの、そこへお貸ししたわけなんですけども、土地だけ貸して、要するに上手くいかなんたらもう撤去したらええわというようなことでは済まん。市が介入している以上は、やっぱりこれから自然エネルギーのそういう機器を導入すると、橋本市の信用にかかわってくるということになります。訴訟を起こしていくということになれば。

そういうものも含めて、完成をめざすということないけれども、契約時に誰が、どなたが橋本市へ話を持ってきたんかわかりませんが、きちんとした内容調査というんですか、そういったものをやっぱり調査をして、そして土地をお貸しするというんですかな。使っていただくというんですか、そういうことでなければ、こういうものについては、途中でとまってしまうと、せっかく企業誘致をして、操業されておる企業にもご迷惑かけているということで、かなり苦情も来ているということも聞いております。そうすると、やはり側に迷惑かける。側に。

せっかく企業誘致やっていますね。で、これが完成しないと草もぼうぼう生えるし、光は、ソーラーというのは稼働してこそ光は中へ吸い込んでいくけど、鏡みたいなもんやから、要するに稼働しなかったらまぶしくてしゃあないねん。そんなんで訴訟を起こされて、よう設置者が負けておるというのも、いろいろ全国的にもあるわけです。

そういうの含めて、推進していくのはいいんだけれども、最初にこういう失敗を起こすということになると、具合悪いんでね。よく考えて、企業調査をして、国内の業者にきちんと、そんなたくさんええ業者いっぱいあるんですからね。業者。自然エネルギー、日本

国内に。サンヨーにしたって京セラにしたって、大手がどっさりあるんですから、そんなわけのわからん、自然エネルギーという事務所、あるやないやわからんような、そんなところと、市が何で契約するのかなど。いや、そんなこと失礼なんですけど。台湾まで行って、そんな交渉みたいのできませんよ。金かかるし。それはちゃんと精査するべきやと私は思います。迷惑かけてなければいいですよ。山の中でね。そやけども企業誘致して、新しく企業誘致したところに迷惑かかってるわけなんですよ。病院もそうですけど。その点について、どのような形で取り組んでいくんかということ、もういっぺんお聞かせ願いたいですね。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今回の自然エネルギーシステム社からの、同じですけども、これは平成23年度から24年度にかけて、自然エネルギーシステム株式会社のほうから、本市の小峰台の現在の法面にメガソーラーを実施したいということで、申し入れがございました。相談がございました。

当時、国の資源エネルギー庁が進める再生可能エネルギーの普及拡大の中で、再生可能エネルギーの特別措置法に基づいて固定価格電量買い取り制度というのが導入されまして、当時は、太陽光は工業事業所用に供した場合は、1kW税込で43.2円という非常に高い買い取り価格でございましたので、これは全国各地でそういうメガソーラーの発電が進んだと。計画、展開されてきたという経緯がございます。

で、自然エネルギーシステム株式会社につきましても、その制度に基づきまして経済産業省、それから関西電力との承認を既に受けてございます。市のほうでは毎年、今の現状の法面の除草費用が108万円毎年かかってお

りますし、それから、再生可能エネルギーの普及拡大による、その太陽光発電が橋本市で展開されれば、もちろん先ほど言いました除草費用の支出は要らなくなるわけでございますし、地球温暖化防止、それから原子力発電所停止による夏場の電力不足ということに十分寄与できるのではないかとということで、市のほうも土地の賃貸使用料として、収入も増加しますので、そういう点を踏まえまして、平成24年8月10日に、相手である自然エネルギーシステム株式会社と橋本市で賃貸契約を締結させていただいています。

市といたしましては、先ほどから言わせていただきましたとおり、経済産業省、それから関西電力とも既に承認をとってございまして、地球温暖化防止、それから夏場の電力不足に寄与できるという観点の中で、市としては、ぜひとも橋本市でメガソーラーを実施していただきたいという気持ち、それは現在でも持っております。

ただ、そういう近隣への光の害、光害ですとか、それから草の関係とか、そういう問題が出てきましたので、市といたしましては、その相手方に対して契約の中に条件としてうたってますので、迷惑かけないということ、うたってますので、その契約どおりに迷惑かけないように対処してくださいということで、今まで強く要請をしております。

しかしながら、いろいろ先ほどから言われた話もあるんですけど、市との契約者とのトラブルというものだけじゃなくて、市民でのトラブルという情報もございましたので、その辺、市の顧問弁護士とも相談させていただいた中では、相手方をそのまま放っておいても何も解決にならんと。市のほうの履行条件も解決ならんとということでございましたので、市が申立人となって2社と調停申し立てを行いました。

これについては、過去3回調停を行ったんですけれども、それによってでも問題解決に至らなかったということでございますので、最終的に訴訟の提起をさせていただいて、その訴訟の中で問題解決を図っていく。最終的には、実際に訴訟を起こして明け渡し、原状回復になるのか、それとも、そのまま継続して事業をしていただけるのか、和解の方向に進むのか、そういうことを考えまして、まずは、その一歩として訴訟を起こすべきであろうということの中で、今回、訴訟の提起をさせていただいているところでございます。

市といたしましては、できるだけ本市の法面でメガソーラーを展開していただきたいという気持ちは、現在でもございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういう結末を迎えているんですけれども、それについての市当局の感想は、どういう感想をお持ちかということをお伺いします。

もう一つは、今度、訴訟するんですけれども、訴訟して勝ったら回収できるという、相手に財政的な余力は今本当にあるんですか。その辺の見通しはどのように持っておられるかということをお伺いします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）橋本市といたしましては、やはり今の事業を展開、将来的にも展開していただきたいという気持ちはございます。したがって、でき得れば和解の方向で進めていければなどは考えてございます。

それから、最終的に撤去費用等々問題が、裁判で市が勝訴いたしまして、撤去、明け渡しという方向になれば、当然、原状回復の履行金もありますけれども、それでは十分不足すると思います。その不足分については請求するということになるんですけれども、その請求

につきましても、確実に納めてもらえるかというのは現在、私も今、はっきりと明言はできませんけれども、これも最終的には納めてもらえないということになれば、訴訟の提起ということに進んでいくかと思えます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私が今伺ったのは、こういう結末というか、現状を迎えていることについて、市当局としてはどういう感想を持っているかということと、それと、向こう、相手が、訴訟に勝ったとしても、それに回収できるだけの体力を今持っているかどうか、そののところを、どういうふうに市は判断しているかということをお伺いしています。今のこれは答弁もれの話ですよ。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）感想ということでございますが、これに関しましては、当初その申し出があったときに、相手方等を調査した中で、適正な事業者であるということで、先ほど企画部長からも答弁させていただいたことがございます。

それから、前の井上議員の質問の中でもあったわけでございますけれども、その後の経過はございますけれども、当初の計画では、パネルについても大手メーカーがバックアップしてということであったというふうに聞いております。

それから、この件に関しましては、別に市のほうは、現時点では何も損失はこうむっておるわけではございませんが、先ほどから出ております、近隣工場への光の害というようなこともございますし、美観の点もございしますので、先ほど企画部長から答弁させていただきましたように、まず、その光の害について、防止について指導をさせていただいた。で、その指導についても応えていただけないという中で、調停という形の法的な措置もと

ってきたと。最終段階として、訴訟の提起に至っておるということがございます。

それから、この訴訟については、あくまでも収去及び明け渡しという訴訟でございますので、勝訴をいたしますと、これは当然のことながら、相手側が設備の撤去及び明け渡しを行うという義務が発生いたしますので、その義務の履行について、履行していただかなければならないという、そういう形の判決を勝ち取れば、相手方の義務が生じるという形になってこようかと思えます。

ただ、その中で、これは裁判ですので、裁判の中で争った中で、現状の形で操業しながら、うちの現在指摘をしております光の害等の改善ということも、一つは考えられる可能性としてはあるかというふうには思っております。

それから、履行保証金の件もご答弁をさせていただきますいておりますが、この訴訟の提起は、あくまでも相手方に対して、撤去及び明け渡しをしていただくという訴訟でございますので、それが行われなかった場合に履行保証金を充てるということになります。判決で勝訴になりますと、これはあくまでも向こうの義務という形のことになってこようかと思えます。

それで、感想ということなんですけども、現時点で、その光の害で周辺の施設にご迷惑をおかけしておるので、その点と、若干美観を損なっているということがございますので、そのあたりも含めて、契約条項に違反していることについて、きちっとした履行をしてくださいという形のことを申し上げておるわけでございますので、発電に関して、現時点で設備はほとんどできておるようでございますけども、現実に発電はされておりませんが、これに関しましては、あくまでも自然エネルギー社の損失という形でございますので、市

にとって、現時点で発電が行われないことによる損失等が発生するわけではございませんので、その点に関してはご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの井上議員の質問の中で、台湾企業というようご指摘もあったわけでございますけども、資本関係の中で、設立された後に台湾企業の出資があったとかいうような情報もあるわけでございますが、設立当初はそういう形のものでなかったのではないかというふうに思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私が伺っているのは、心配になるのは、勝ったとして、撤去する力が向こうにあるんかと。要するに、今、経営されているのが、自然エネルギーシステム株式会社、これ、正常に稼働しているのか、つぶれかかっているか、その辺の見通しというのはどういうことかということ伺いたいですよ。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）現時点で、この会社が倒産した等という情報はございませんし、若干の現場の草刈り等も行われておりますので、業務はしておるということで思っておりますし、裁判する相手方として存在しないという現時点の情報はございません。

それから、今後、裁判の中でどういう決着がつくかによりますが、確かに義務を履行されないということになってきますと、それは法的にいろんな手段を講じてということになってくるかと思いますが、その後は、その履行保証金がございますので、それを若干、それだけで不足ということになれば、持ち出しということも出てくる可能性としては想定されますが、とりあえず現時点では、裁判において相手方に撤去させるということをお願いしておるわけでございますので、それに向け

て全力を挙げたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、総務委員会に付託いたします。

日程第14 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（中本正人君）日程第14 議案第13号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月26日から7月2日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、7月3日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時51分 散会）